

産廃税条例の実施実態の把握と効果の検証

金谷研究室 0712020 鈴鹿友之

1. 背景・論点

平成12年（以下、平成はHと略す）に地方分権一括法が施行されて以来、各地方自治体が地域独自の税目を定めることが格段に容易になり、都道府県レベルや市町村レベルでの産業廃棄物税（以下、産廃税と略す）の導入が進んでいる。最終処分場の不足といった問題が深刻になっていることも、産廃税条例の導入が進んだ要因の1つと考えられる。産廃税条例がH14年に三重県で制定されたのを皮切りに、H22年12月現在、27の都道府県と1つの政令市（北九州市）で産廃税条例が施行されている。

産廃税を導入している自治体では、課税開始から5年を目途に税の見直しを行うことを産廃税条例の附則に規定している。そして、条例を早期に導入した自治体が産廃税を課税し始めてから9年近くになるようとしている現在、産廃税をどう導入するかといった研究に代わって、産廃税がどのように課税され機能しているか、どのように見直しを行うのかという問題にも目を向ける必要が出てきている。

ところが、近年の産廃税に関する研究は、導入段階の問題に関するものが中心である。課税の効果に関する研究は理論的研究が主であって、効果の把握にまで触れた研究はまだ十分に行われていない。そこで本研究では、産廃税の実施実態を把握し、効果を明らかにすることを論点として研究を進めていく。

2. 研究の目的・意義

上記の背景・論点を踏まえて本研究では、産廃税条例の実施実態を把握することを目的1とし、産廃税条例の効果を明らかにすることを目的2とする。

本研究の意義は、産廃税条例を制定・施行した自治体に対し、条例の目的・効果が達成されているかを示すことができる点にある。また、今後条例の導入を検討している自治体・条例の見直しを考えている自治体への参考資料となる。

3. 研究方法

(1) 産廃税条例を施行している自治体の把握

既存資料や文献調査によって、産廃税条例を施行している地方自治体を把握する。また、課税方式の違いによって産廃税条例の分類を行う。

(2) 自治体へのアンケート調査

産廃税条例の実施実態を把握するため、産廃税条例を施行している28の全ての自治体を対象としてアンケート調査を行う。電話によりアンケート調査

協力を依頼し、28全ての自治体から了承を頂けたので、郵送またはE-mailにてアンケート票を送付した。アンケート調査はH22年8月20日～H22年9月21日に実施した。アンケート調査の質問内容を表1に示す。

表1 自治体へのアンケート調査の質問内容

項目番号	質問内容	回答方法	回答数
1. 産業廃棄物の量について			
1	産業廃棄物の排出量・中間処理量・減量化量・再生利用量・最終処分量について（H12～H21）	記述式	n=25
2	産業廃棄物の県内流入量・県外流出量について（H12～H21）	記述式	n=21
2. 産廃税条例の税収等について			
1	産廃税の税収について（導入年度から）	記述式	n=26
2	産廃税の徴税経費について（導入年度から）	記述式	n=24
3	産廃税の税収の使途事業と事業内容について	記述式	n=25
4	補助金等（税収の使途事業）の申請件数と審査が通った件数について	記述式	n=24
5	補助金等を交付する際の要綱の入手可否について（入手可能な場合は入手方法を記入）	選択式	n=26
3. 産廃税条例の見直しについて			
1	産廃税の見直しの結果について（見直しを行っている自治体のみ）	選択式	n=26
2	上記質問で「内容変更」と回答した自治体のみ 変更の具体的な内容について	記述式	n=8
3	見直しの議論の報告書等の有無について	選択式	n=25
4	上記質問で「報告書等あり」と回答した自治体のみ 報告書等の入手可否について（入手可能な場合は入手方法を記入）	選択式	n=17
4. 産廃税条例の効果・課題等について			
1	産廃税条例を施行したことによる効果（成果）について	記述式	n=25
2	産廃税条例の見直しの際等に出た産廃税条例の課題について	記述式	n=23
3	産廃税条例に関する事業者からの要望等について	記述式	n=21
5. 産廃税条例を施行する際の調整等について			
1	産廃税を採用するにあたっての他の自治体との調整について	選択式	n=25
2	上記質問で「調整がなされた」と回答した自治体のみ	記述式	n=14
3	産廃税を採用するにあたって参考にした他の自治体の産廃税条例について（参考にした自治体名を記入）	記述式	n=19

(3) 環境省の産廃の広域移動データの分析

環境省へ問い合わせし、入手した「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（H14年度～H21年度の各報告書・CD-ROM）」の産廃の量に関するデータを基に産廃税条例の効果の検証を行う。

4. 結果及び考察

(1) 産廃税条例の実施実態

産廃税条例の実施実態について自治体へのアンケート調査を行った結果、主に8点のことが明らかになった。その中でも、特に重要と思われる3点について以下に記す。

1) 産廃税条例を導入する際の調整等について

産廃税条例を導入する際に他府県との調整が行われた都道府県について表2に示す。

表2 産廃税条例を導入する際の調整等について

条例を導入する際の他府県との調整について
青森県・秋田県・岩手県の北東北3県→課税方式及び施行時期を統一している
鳥取県・広島県・岡山県の3県→課税方式及び施行時期を統一している
九州各県→施行時期を統一している（沖縄県のみ1年遅れて施行）
滋賀県→課税方式が違うため他府県との二重負担がないように調整している。具体的には、滋賀県以外の産業廃棄物に関する税導入県の最終処分場に搬入された場合は、当該最終処分場の所在する税導入県の課税を優先し、滋賀県は課税を免除する。
福岡県→北九州市と二重課税にならないように、北九州市内における産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては課税を免除することとしている。

産業廃棄物は広域的な移動があるので、施行時期等を統一することは重要であるが、導入前に何らかの調整が行われたのは、青森県・秋田県・岩手県の3県、鳥取県・広島県・岡山県の3県、九州各県（沖縄県を除く）だけである。

2) 産廃税条例の税収の用途について

産廃税の H20 年度に実施された税収の使途事業（H20年度がわからない自治体についてはH19年度の使途事業）の使途目的を「産業廃棄物の減量化等の推進」、「リサイクル等の推進」、「適正な処理の推進等」、「不法投棄対策の推進等」、「資源化施設等の整備推進等」、「事業者への支援事業費等」、「試験・研究・開発の推進等」、「その他」に分類し、それぞれの使途目的に対応する事業数を自治体ごとにまとめたものを表3に示す。

表3より、鳥取県のように税の使途を大枠の2事業だけ定めている自治体もあれば、宮城県のように38の使途事業を定めている自治体もあり、自治体によって事業数や使い方にばらつきがあることがわかる。自治体の使途事業数の平均は約15事業となっている。産業廃棄物税は法定外目的税であり、各自治体が自由に税収の使い道を決められることから、自治体によって事業数や使い方にばらつきがある結果になっていると考えられる。

表3 税収の使途事業の使途目的別の数について

自治体名	税収の使途目的（筆者による分類）								合計
	産業廃棄物の減量化等の推進	リサイクル等の推進	適正な処理の推進等	不法投棄対策の推進等	資源化施設等の整備推進	事業者への支援事業費等	試験・研究・開発の推進等	その他	
北海道	0	3	0	1	1	1	0	0	6
青森県	0	3	2	1	1	7	6	3	23
岩手県	2	2	2	0	0	4	1	2	13
宮城県	1	4	5	2	0	6	14	6	38
秋田県	1	6	3	0	1	3	6	3	23
山形県	1	5	2	2	2	4	0	2	18
福島県	3	3	10	2	1	2	0	8	29
新潟県	0	1	1	2	0	1	0	0	5
愛知県	0	3	2	0	1	4	0	3	13
三重県	1	1	1	1	1	1	0	0	6
滋賀県	3	2	1	1	1	1	1	3	13
京都府	1	1	0	0	1	4	0	2	9
奈良県	5	1	6	7	0	2	3	0	24
鳥取県	0	1	0	0	0	0	1	0	2
島根県	0	0	2	1	1	1	2	3	10
岡山県	1	2	2	2	1	4	7	14	33
広島県	0	1	3	3	1	3	2	9	22
山口県	0	1	0	0	1	1	0	2	5
愛媛県	1	1	2	1	0	4	5	1	15
福岡県	0	2	1	2	1	1	0	4	11
佐賀県	2	2	3	2	1	1	0	6	17
長崎県	1	2	2	2	0	2	2	1	12
熊本県	1	2	0	2	2	2	0	0	9
大分県	0	1	0	1	2	0	0	1	5
宮崎県	0	3	7	0	1	1	6	6	24
鹿児島県	2	1	1	1	2	0	1	3	11
沖縄県	1	1	1	1	0	1	0	2	7
北九州市	0	1	0	1	1	1	0	16	20
合計	27	56	59	38	24	62	57	100	423
平均	0.96	2.00	2.11	1.36	0.86	2.21	2.04	3.57	15.11

3) 自治体から見た産廃税条例導入の効果について

産廃税条例導入の効果について（自治体回答・記述式）まとめたものを表4に示す。自治体が考えている産廃税条例導入の効果の内容は「最終処分量の減少」、「再生利用・リサイクルの促進」、「排出抑制・減量化の促進」、「不法投棄の減少」、「事業者の意識の向上」、「その他」に分けることができる。

最も回答数が多かったのは「最終処分量の減少」

である。15の自治体が最終処分量の減少を効果として挙げており、実際に最終処分量が減っていることを産廃税の効果として捉えている自治体が多いことを示している。しかし、最終処分量の減少は産廃税導入が直接的な要因となっているのかどうか、十分に検証が行われていないので、環境省の広域移動データを基に、産廃の排出量・中間処理量・最終処分量等に変化が見られたかどうか効果の検証を行った。

表4 産廃税条例導入の効果について（一部抜粋）

効果について（自治体回答、有効回答数n=23）	筆者による分類
税整備事業等により、実際に最終処分量の削減が図られている	最終処分量の減少 (n=15)
最終処分量が減少（減少傾向）している (5)	
県内で発生した産廃の最終処分量が、税条例施行前の平成16年度に294トンであったものが、平成20年度には156トンと47%削減された。	
条例施行後の平成18年度の産業廃棄物の最終処分量は約39%減となり、最終処分量の減少につながっている。	
条例施行後の平成16年度の産業廃棄物の最終処分量実績は16万7千トンとなり、平成12年度実績34万5千トンの約52%となっている。	
県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む）の量は、平成14年度の953千tから平成17年度の892千t（6.4%減）と緩やかな減少傾向にあり、特に県内発生産業廃棄物の最終処分量は、平成14年度の881千tから、平成17年度には501千t（43.1%減）と大きく減少している。	
景気動向等の影響もあり、一概には言えないが、課税行為それ自体により、事業者の排出抑制等を誘引することで、最終処分場における埋立処分量が減少するなどの効果があると考えている。	
税の導入に限定し、その減量効果を確認することは困難であるが、税の導入に伴う産業廃棄物の課税状況や処理・処分量の推移を概観すると、最終処分量の減少などが認められ、一定の効果があったと考えている。	
県内の産業廃棄物は、税導入前に比べ最終処分量は減少している。	
県内における産業廃棄物の状況は、産廃税導入を導入手前の平成17年度と比較し、最終処分量が減少傾向を示しており、一定の成果があったと考えられる。	
平成17年度以降最終処分量を見ると減少の傾向にあることが認められる。	再生利用・リサイクルの促進 (n=14)
リサイクルの促進に対し、産業廃棄物税が一定の効果をおよぼしていると認められる。	
再生利用量については大幅な伸びを見られなかったが、排出量に対する割合は増加している。	
産業廃棄物のリサイクル率が、導入前（H16）は53.6%であったが、導入後（H20）は57.1%と増加している。	排出抑制・減量化の促進 (n=11)
条例施行後の平成18年度の産業廃棄物の排出量は、平成11年度と比較して、約22%減となり、排出抑制につながっている。	
産業廃棄物の排出量が導入前（H16）は3813千トンであったが、導入後（H20）は3274千トンに減少している。	不法投棄の減少（使途事業の効果） (n=4)
10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から、平成17年度には10件に半減するなど、産業廃棄物処理税の導入効果が現れているものと思われる。	
平成18年度以降、産業廃棄物税を活用し、不法投棄監視体制の大幅な強化を図った結果、産業廃棄物の不法投棄発見件数は減少傾向にあり、税導入による一定の効果があったといえる。	事業者の意識の向上 (n=3)
税の広域的導入に伴い、事業者に排出抑制等の取組を推進、リサイクルを伴う処理方法への変更のために搬入先を変更する意識が向上。	
排出事業者からのリサイクルの相談が増えたことや社員の意識改革につながったという意見があるなど、税導入により何らかの効果があつたうかがえる。	その他 (n=2)
最終処分から、中間処理・リサイクルへの処理ルートへの移行が促進されたと考えている。	
九州における焼却施設や最終処分場への搬入量が減少傾向。	

(2) 産廃税条例の効果の検証

産廃税条例の効果の検証を行った結果、主に7点のことが明らかになった。その中でも重要な3点について以下に記す。

1) 産廃の県外流出量について

産廃税を施行している自治体の県外流出量のうち産廃税を施行している自治体（施行）への県外流出量と産廃税を施行していない自治体（未施行）への県外流出量の関係を表5に示す。表5中の「未施行/合計」は、産廃の県外流出量の合計のうち産廃税を施行していない自治体に流出した割合を示している。

産廃の県外流出量のうち産廃税を施行していない自治体に50%以上産廃が流出しているのは新潟県と愛知県と奈良県の3県だけである。また、平均値もH19年度とH20年度の両方とも21%とそれほど高い数値を示していないことから、課税を逃れるために、産廃税を導入していない県へ産廃が流出することはあまりないと考えられる。

表5 産廃の県外流出量について

自治体名	H19				H20			
	施行 (千t)	未施行 (千t)	合計 (千t)	未施行/合計 (%)	施行 (千t)	未施行 (千t)	合計 (千t)	未施行/合計 (%)
北海道	37	7	44	16%	35	8	43	19%
青森県	15	5	20	25%	13	3	16	19%
岩手県	85	4	89	4%	94	4	98	4%
宮城県	484	50	534	9%	480	54	534	10%
秋田県	46	8	54	15%	49	9	58	16%
山形県	255	23	278	8%	257	19	276	7%
福島県	776	665	1441	46%	766	656	1422	46%
新潟県	96	183	279	66%	95	167	262	64%
愛知県	1412	1420	2832	50%	1394	1390	2784	50%
三重県	533	315	848	37%	512	260	772	34%
滋賀県	458	248	706	35%	307	257	564	46%
京都府	548	498	1046	48%	514	474	988	48%
奈良県	124	178	302	59%	202	203	405	50%
鳥取県	133	16	149	11%	127	28	155	18%
島根県	210	12	222	5%	208	12	220	5%
岡山県	303	160	463	35%	303	266	569	47%
広島県	658	49	707	7%	660	156	816	19%
山口県	399	126	525	24%	386	34	420	8%
愛媛県	411	186	597	31%	405	220	625	35%
福岡県	512	10	522	2%	520	11	531	2%
佐賀県	206	3	209	1%	204	2	206	1%
長崎県	591	0	591	0%	590	1	591	0%
熊本県	456	0	456	0%	459	0	459	0%
大分県	121	3	124	2%	119	4	123	3%
宮崎県	110	1	111	1%	110	1	111	1%
鹿児島県	111	1	112	1%	111	1	112	1%
沖縄県	8	2	10	20%	9	3	12	25%
平均	-	-	-	21%	-	-	-	21%

2) 産廃税導入前後での産廃の量の変化について

環境省の産廃の広域移動データを基に、産廃税を導入している自治体の産廃税導入前後での産廃の排出量・中間処理量・最終処分量の変化を把握し、産廃税導入に伴い、それぞれの産廃の量にどのような変化が見られたかどうか効果の検証を行った。導入前後1年で見えた場合と導入前後2年で見えた場合で比較を行った。

産廃の排出量について産廃税導入前後でどのように変化しているかを表6に示す。表6より、産廃税導入前後1年で見えた場合・導入前後2年で見えた場合の両方とも排出量の総量が増加していることがわかる。

表6 産廃税導入前後での排出量の変化

	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	増加した県数
1年で見えた場合	88367	96249	1.09	18/26 (73%)
2年で見えた場合	156493	169613	1.08	13/23 (57%)

産廃の中間処理量について産廃税導入前後でどのように変化しているかを表7に示す。表7より、導入前後1年で見えた場合・導入前後2年で見えた場合の両方とも中間処理量の総量が増加していることがわかる。

表7 産廃税導入前後での中間処理量の変化

	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	増加した県数
1年で見えた場合	80965	90230	1.11	19/27 (70%)
2年で見えた場合	159732	177451	1.11	17/27 (63%)

産廃の最終処分量について産廃税導入前後でどのように変化しているかを表8に示す。表8より、導入前後1年で見えた場合・導入前後2年で見えた場合の

両方とも最終処分量の総量が減少していることがわかる。

表8 産廃税導入前後での最終処分量の変化

	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	減少した県数
1年で見えた場合	9572	8101	0.85	20/27 (74%)
2年で見えた場合	18905	15256	0.81	21/26 (81%)

3) 産廃税導入県と未導入県の産廃の量の比較

産廃税導入前後での産廃の量の変化について、産廃税導入による効果があったのかをより詳しく把握するために、産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の量の変化を同じ期間において比較した。具体的には、産廃税を導入する自治体が多かったH16年とH17年を基準にした比較をそれぞれ行った。

産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の排出量の変化について、H16年とH17年を基準として比較したものを表9に示す。表9より、H16年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が排出量の増加の程度は小さくなっているが、H17年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が排出量の増加の程度が大きくなっていることから、産廃税の導入によって排出量の増減に大きな効果があったとは言えない。産廃税導入前後で排出量は増加しており、産廃税を導入していない自治体との比較においても、排出量の増加の程度に関して産廃税導入による影響が大きかったとは言えないことから、排出量に関しては産廃税導入の効果があったとは認められない。

表9 産廃税導入県と未導入県の排出量の比較

H16年を基準とした排出量について				
導入県				
	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	増加した県数
1年で見えた場合	16610	16387	0.99	3/7 (43%)
2年で見えた場合	33051	33139	1.00	2/7 (29%)
未導入県				
	導入前合計(C)	導入後合計(D)	増減率(D/C)	増加した県数
1年で見えた場合	120244	120871	1.01	15/26 (58%)
2年で見えた場合	239037	246143	1.03	14/26 (54%)
H17年を基準とした排出量について				
導入県				
	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	増加した県数
1年で見えた場合	26094	26775	1.03	8/10 (80%)
2年で見えた場合	50007	54493	1.09	7/10 (70%)
未導入県				
	導入前合計(C)	導入後合計(D)	増減率(D/C)	増加した県数
1年で見えた場合	100437	102592	1.02	16/23 (70%)
2年で見えた場合	202490	208531	1.03	14/23 (61%)

産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の中間処理量の変化について、H16年とH17年を基準として比較したものを表10に示す。表10より、H17年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が中間処理量の増加の程度は大きくなっているが、H16年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が中間処理量の増加の程度は小さくなっていることから、産廃税の導入によって中間処理量の増減に大きな効果があったとは言えない。産廃税導入前後で中間処理量は増加

しているが、産廃税を導入していない自治体との比較においては、中間処理量の増加の程度に関して産廃税導入による効果が大きくあったとは言えないことから、産廃税導入前後で中間処理量が増加していることが、産廃税導入の効果であると言い切ることはできない。

表 10 産廃税導入県と未導入県の中間処理量の比較

H16年を基準とした中間処理量について				
導入県				
	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	増加した県数
1年で見えた場合	15474	15075	0.97	2/7 (29%)
2年で見えた場合	30345	30687	1.01	2/7 (29%)
未導入県				
	導入前合計(C)	導入後合計(D)	増減率(D/C)	増加した県数
1年で見えた場合	108746	109687	1.01	13/26 (50%)
2年で見えた場合	215195	223916	1.04	15/26 (58%)
H17年を基準とした中間処理量について				
導入県				
	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	増加した県数
1年で見えた場合	22826	24192	1.06	8/10 (80%)
2年で見えた場合	43687	49560	1.13	7/10 (70%)
未導入県				
	導入前合計(C)	導入後合計(D)	増減率(D/C)	増加した県数
1年で見えた場合	90669	93140	1.03	16/23 (70%)
2年で見えた場合	182756	189943	1.04	16/23 (70%)

産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の最終処分量の変化について、H16年とH17年を基準として比較したものを表 11 に示す。表 11 より、H16年を基準とした場合、1年で見たとときの最終処分量の総量の増減は産廃税導入県の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が少し小さくなっているが、2年で見えた場合とH17年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が大きくなっていることがわかる。このことから、産廃税の導入によって、産廃税を導入していない自治体よりも最終処分量の減少が促進されたことが推察される。また、産廃税導入前後で最終処分量が実際に減少していることから、最終処分量の減少に関しては産廃税導入の効果が多少はあったと考えられる。

表 11 産廃税導入県と未導入県の最終処分量の比較

H16年を基準とした最終処分量について				
導入県				
	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	減少した県数
1年で見えた場合	1134	1110	0.98	3/7 (43%)
2年で見えた場合	2704	2250	0.83	5/7 (71%)
未導入県				
	導入前合計(C)	導入後合計(D)	増減率(D/C)	減少した県数
1年で見えた場合	11498	11182	0.97	13/26 (50%)
2年で見えた場合	23843	22226	0.93	13/26 (50%)
H17年を基準とした最終処分量について				
導入県				
	導入前合計(A)	導入後合計(B)	増減率(B/A)	減少した県数
1年で見えた場合	3068	2586	0.84	9/10 (90%)
2年で見えた場合	6099	4936	0.81	9/10 (90%)
未導入県				
	導入前合計(C)	導入後合計(D)	増減率(D/C)	減少した県数
1年で見えた場合	9767	9452	0.97	13/23 (57%)
2年で見えた場合	19733	18589	0.94	14/23 (61%)

5. 結論

(1) 目的 1 (産廃税条例の実施実態の把握) について

産廃税条例の実施実態について、主に次のことが明らかになった。

①産廃税条例を施行する前に事前に協議等をして施

行期日等を調整していた自治体は北海道・青森県・岩手県の3県、鳥取県・岡山県・広島県の3県、九州各県(沖縄県を除く)である。また、課税方式が違う滋賀県や北九州市がある福岡県では、他の自治体の産廃税と二重課税にならないように規定している。

②税収の使途に関しては、各自治体が自由に税収の使い道を決められることから、自治体によって事業数や使い方にばらつきがある。

③産廃税条例導入の効果として、15の自治体が「最終処分量の減少」を効果として挙げており、実際に最終処分量が減っていることを産廃税の効果として捉えている自治体が多い。

(2) 目的 2 (産廃税条例の効果の検証) について

産廃税条例の効果の検証の結果、次のことが明らかになった。

①県外流出量については、産廃税を施行していない県へ産廃が流出している割合の平均値はH19・H20年度ともに21%とそれほど高い数値を示していないことから、課税を逃れるために産廃が県外に流出するという事はあまりないと考えられる。

②産廃の排出量については、産廃税導入前後で排出量は増加しており、産廃税を導入していない自治体との比較においても、排出量の増加の程度に関して産廃税導入による影響が大きくあったとは言えないことから、排出量に関しては産廃税導入の効果があつたとは認められない。

③産廃の中間処理量については、産廃税導入前後で中間処理量は増加しているが、産廃税を導入していない自治体との比較においては、中間処理量の増加の程度に関して産廃税導入による効果が大きくあつたとは言えない。このことから、産廃税導入前後で中間処理量が増加していることが、産廃税導入の効果であると言い切ることはできない。

④産廃の最終処分量については、産廃税導入前後の比較では最終処分量は減少しており、産廃税を導入していない自治体との比較においては、産廃税を導入している自治体の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が大きくなっている。このことから、最終処分量の減少に関しては産廃税導入の効果が多少はあつたと考えられる。

6. 今後の課題

本研究では、排出事業者を調査対象に含むことができず、処分業者についても十分にアンケート票が返ってこなかったことから分析をすることができなかった。よって、今後は、事業者側の視点から産廃税条例の効果の検証を行っていく必要があると考えられる。